平成２９年（フ）第１８７号
札幌市北区拓北６条２丁目５番７号　イワセビル203号
破産者　下川　公男
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６５号
北海道江別市東光町101番地の17　Ｔｈｅ　ｃｌａｓｓ４―302号室
破産者　客野　　忍
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２７号
北海道函館市銭亀町210番地216
破産者　中橋　生真
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２８号
北海道千歳市高台１丁目２番３号
破産者　目黒　達也
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
茨城県神栖市大野原４丁目２番53―１号
破産者　鳥居　勇一
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１１３号
栃木県小山市城北５丁目２番地22　メゾングリーンモールⅠ―603号、従前の住所栃木県小山市城北２丁目17番地１　カルネドール107号
破産者　髙橋　政弘
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１５０７号
名古屋市港区いろは町３丁目３番地の１　ＤＫ港ビル　Ｉ号
破産者　津元泰之ことＳＯＮＧ　ＴＡＥＪＩこと　宋　　泰之
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６０号
愛知県東海市大田町高ノ御前５番地、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷参区155番地の１
破産者　竹内　佐織
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１４号
名古屋市名東区上菅２丁目215番地　アステールM301号
破産者　白﨑　　浩
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県姫路市飯田529番地
破産者　大西　　彬
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５４２号
広島市安佐南区緑井１丁目15番29―204号
破産者　宮野　勝巳
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９７号
広島県東広島市西条町御薗宇7049番地シティハウス円城寺303号
破産者　森本　夕貴
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５号
広島市西区東観音町23番９―101号
破産者　牧　慶太郎
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６号
香川県高松市木太町4275番地１ガーデンプレイズＡ202、開始決定時の住所香川県高松市太田下町2388番地１　レオパレスＶｉｎｇｈｔＳｉｘ104号
破産者　**蓮**井　直道
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２８号
福岡県久留米市合川町326―１サンハイツ飯田301号室、住民票上の住所福岡県久留米市北野町上弓削89番地２
破産者　弓削　弓花
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３４号
熊本市南区川尻２丁目８番65号
破産者　冨永　哲二
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
（開始決定時の住所）北海道旭川市豊岡11条７丁目２番12号
破産者　徳井　清子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４１号
青森市大字大野字若宮98番地17
破産者　佐々木八千代
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係